

山梨県公報

第四百三十八号

令和五年

十二月二十八日

木曜日

目次

告示	
○山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正……………	七二一
○家畜伝染病の発生……………	七二一
○道路の区域変更(二件)……………	七二一
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	七二二
公告	
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	七二五
○政治団体の名称等の届出……………	七二五
選挙管理委員会	
監査委員	
○包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況……………	七二六

告示

山梨県告示第二百九十九号

山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一の表八の項中「甲府市川田町五一七番地」を「甲府市和戸町二三〇三番地」に改め、同表六十三の項中「大月市富浜町鳥沢六八五〇番地」を「大月市富浜町鳥沢一九七三番地一」に改め、同表三百三十二の項中「笛吹市一宮町末木八〇七番地六」を「笛吹市御坂町栗合三六六番地一」に改め、同表三百八十四の項中「甲府市飯田二丁目二番三号」を「甲府市朝氣一丁目二番二号」に改め、同表四百十三の項中「南アルプス市桃園三八五番地六」を「南アルプス市徳永一六〇三番地一」に改め、同表四百二十五の項を次のように改める。

四百二十五 削除

一の表に次のように加える。

四百二十九	令和五年十二月二十日	公益財団法人はくばく奨学基金	中央市西花輪四六二九番地
四百三十	令和五年十二月二十日	特定非営利活動法人 Mt. Fuji Wood Culture Society	南都留郡富士河口湖町大石二八一四番地四

山梨県告示第三百号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和五年十二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	富士河口湖町	令和五年十二月十四日
ヨーネ病	牛	患畜	一	北杜市	令和五年十二月十四日

山梨県告示第三百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和六年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十八日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士河口湖富士線
- 三 道路の区域

山梨県知事 長 崎 幸太郎

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番一地从先から 南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番一地从先まで	旧 一九・六 新 二〇・一 七九・三	敷地の幅員 (メートル)

山梨県告示第三百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和六年一月十八日まで一般の縦覧に供する。
令和五年十二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	甲府市白井町字元河原一九四四番六地先から 甲府市白井町字元河原一九四三番一地先まで	旧 一三・七 一八・九 新 一三・七 三八四・七	敷地の幅員 (メートル)

山梨県告示第三百三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和五年十二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
甲州市	中原	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	新規	
同	菱山の2	同	同	同	
同	菱山の3	同	同	同	
同	菱山の4	同	同	同	
同	菱山の5	同	同	同	
同	上土地洞の2	同	同	同	
同	勝沼の2	同	同	同	
同	勝沼の3	同	同	同	
同	勝沼の4	同	同	同	
同	勝沼の5	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
丸林の6	宮本の2	鶴瀬の5	鶴瀬の4	鶴瀬の3	日影の2	日影の1	岩田戸の3	岩田戸の2	御所平の3	御所平の2	上岩崎の5	上岩崎の4	上岩崎の3	上岩崎の2	下岩崎の2	下岩崎の1
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第二八窪沢西沢	田草川14	入之沢川の2	日川右支の2	日川右支の1	上条川13	宮の沢の2	田野の5	田野の4	田野の3	天目の6	天目の5	天目の4	丸林の10	丸林の9	丸林の8	丸林の7
同	同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	指定事項	指定告示
甲州市	中原	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり(図面省略)	新規	
同	勝沼の4	同	同	同	
同	勝沼の3	同	同	同	
同	勝沼の2	同	同	同	
同	上土地洞の2	同	同	同	
同	菱山の5	同	同	同	
同	菱山の4	同	同	同	
同	菱山の3	同	同	同	
同	菱山の2	同	同	同	
同	焼山沢右支	同	同	同	
同	日川左支の2	同	同	同	
同	日川左支の1	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
宮本の2	鶴瀬の5	鶴瀬の4	鶴瀬の3	日影の2	日影の1	岩田戸の3	岩田戸の2	御所平の3	御所平の2	上岩崎の5	上岩崎の4	上岩崎の3	上岩崎の2	下岩崎の2	下岩崎の1	勝沼の5
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
焼山沢右支	日川左支の2	第二八窪沢西沢	田草川14	日川右支の2	宮の沢の2	田野の5	田野の4	田野の3	天目の6	天目の5	天目の4	丸林の10	丸林の9	丸林の8	丸林の7	丸林の6	
同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
 に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 令和五年十二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 都留市四日市場字平岩五百四十八番一、
 五百四十八番四から五百四十八番十二まで、六百七番一、六百七番四及び六百八番一
 から六百八番六まで並びに字町並西側千二百番四、千二百番五、千二百番三、千二百三
 番四及び水の区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を都留市役所及び富士・東部建設事
 務所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県都留市田原二丁目四番二十一号 有限
 会社ひまわり不動産 代表取締役 中野 清

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七
 条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

令和五年十二月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
自由民主党山梨県都留市第二支部	水岸 富美男	熊坂 栄太郎	都留市境一二五	令和五年十一月十四日	令和五年十一月二十二日
自由民主党山梨県甲斐市第二支部	伊藤 毅	千野 雄広	甲斐市富竹新田一〇二四一	令和五年十一月二十一日	令和五年十一月二十八日

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
思いやりと命の会	松本 夏季	鈴木 健太	山梨市三富川浦三三六一	令和五年十一月十三日	令和五年十一月十四日
Hokuto Democracy Lab	中村 典子	中村 典子	北杜市武川町山高三五六七一五四九	令和五年十二月十三日	令和五年十二月十四日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	参政党山梨県支部連合会			甲府市天神町八一八	令和五年十二月十五日	令和五年十二月十五日
旧	参政党山梨第1支部			甲府市宝一―二五―八	令和五年十二月十五日	令和五年十二月十五日
新	参政党山梨第2支部			甲府市宝一―二五―八	令和五年十二月十五日	令和五年十二月十五日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
佐野かつや後援会	佐野 勝也	雨宮 順子	南巨摩郡身延町矢細工五五〇	令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日

監査委員

山梨県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づき措置状況について山梨県知事及び山梨県教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和五年十二月二十八日

山梨県監査委員 小林 厚
 同 中 込 正 純
 同 卯 月 政 人
 同 宮 本 秀 憲

1 監査対象事項
 税外債権の管理に関する財務事務の執行について

2 監査の結果に関する報告の公表
 令和5年4月27日付け山梨県公報号外第26号

3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>3.1.1. 出納局 会計課 No.1 未収債権管理・回収指導業務の専門部署創設の必要性について（意見事項） 山梨県における現在の債権管理について、その適正性を確保し、審査機能をより活性化するためには、未収債権の種類や性質に対応した適正な処理を現場部門である所管課に対して適時適切に提案することができるとの専門的な知見を有する部署（税務部門や財産管理部門等）を改めて指定し、未収債権の適正な管理等に係る知見をより具体的な債権管理の実務に活かすことを要望する。</p> <p>No.2 債権管理条例の必要性について（意見事項） 強制徴収ができない公債権や私債権に係る未収債権の回収を適時適切に行うこととともに、回収の見込がないそれらの延滞債権をいたずらに保持し続けることで返って管理費用を浪費することがないよう、現在、山梨県は制定していない債権管理条例を整備することも視野に入れ、未収債権管理のより適正な管理を推進することを要望する。</p> <p>No.3 「かい」(出先機関)の出納閉鎖について（意見事項） 「かい」(出先機関)の出納閉鎖は「本庁」のそれと異なり、毎年4月下旬の日を指定して(令和3年度の場合、令和4年4月28日)、当該指定日までに指定金融機関に払い込まれたものが旧年度の歳入として扱われ、その後には払い込まれた場合は新年度の歳入としている。 本庁と「かい」との会計処理及び決算書上の収入未済の取扱いが可能な限り統一し、仮に現在でも遠距離や交通の便等の理由によりやむを得ない場合は「かい」の出納を先に締め切ったとしても、その後における出納は本庁で行うよう要望する。</p>	<p>債権管理に関し専門的な知見を持つ会計・税務・法制部門の職員からなるプロジェクトチームを新たに設置することにより、高額または長期に渡り収入未済となっている重大な債権の管理の実効性・効率性を確保するとともに、統括的立場で債権所管課を指導、助言することとした。</p> <p>未収債権についてはプロジェクトチームを活用しながら適時適切に回収することともに、回収見込みのない未収債権については、地方自治法施行令で規定された徴収停止を積極的に活用し、債権放棄につながられるよう債権放棄の判断基準を見直すなど、未収債権管理のより適正な管理を推進することとした。</p> <p>本県では「かい」の出納閉鎖を「本庁」から1月短縮することにより、その後の決算業務について段階的な処理を可能にし、業務の非集中化と効率化に大きく寄与している。 今後、「かい」の出納閉鎖から本庁の出納閉鎖までの収納状況を把握したうえで、その影響を検証するなどとして出納期間統一の必要性について検討していくこととした。</p>
<p>3.1.2. 総務部 資産活用課</p>	

指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>No.4 組織再編等の重大な変更が生じた場合の契約内容の見直しについて (意見事項) 契約の相手方が、組織再編等により株主の異動、会社分割、事業譲渡など重大な変更が生じた場合においては、適時にその変更内容を調査し、契約の効力に与える影響を勘案して、必要な場合においては、保証金の納付など契約の見直しを行うことができるような契約内容にするよう要望する。</p>	<p>保有施設で使用する電気調達の相手方を一般競争入札により選定する場合、会社分割による事業の包括継承などの事由により契約の履行に重大な影響があると認められる場合には、保証金の納付を求めることができるよう契約内容を見直すこととした。</p>
<p>3.1.3. 福祉保健部 健康長寿推進課 No.5 督促の実施の遅延について (指摘事項) 高齢者居室等整備資金貸付金の期到来後の未収債権に対しては、本来、一定期間経過後にすみやかに実施する必要があるところ、適時に督促が実施されておらず、既に時効期間が経過している債権も存在しており、時効管理が不十分な状況であった。今後は、過去の時効管理に係る問題点を正式に記録に残し、課内職員間の周知や担当職員の異動に伴う引継の際に、当該未収債権の時効的な時効管理を見える化するよう、内部統制上の整備を進められたい。</p>	<p>今後貸付があった場合は、山梨県債権回収及び処理でマニュアルに従い適時適切な債権管理を行うとともに、その対応状況を記録し、異動の際の引継を徹底させるなど、債権管理に遺漏のないよう努める。</p>
<p>No.6 償還金の滞納元金への充当に係る業務委託の報告の改善について (意見事項) 県所管課は、委託業者から当該貸付金償還金の返済に係る報告を受けているが、その報告の中で分割納付計画に基づく返済の記録が適切に記録されていないことから、県所管課は委託業務の報告内容をもとに、あらかじめ分割計画に基づく適切で債務者にとって有利な返済実績(償還状況表等)を作成している。 このような非効率な委託業務に係る実務を改善するためにも、委託業務の履行に係る報告の中で、分割納付の実態を適切に反映した報告様式に改めるよう要望する。</p>	<p>分割納付に係る償還金の収納報告にあたっては、当該償還金を充当すべき未収債権の調査年度を明記させるなど、効率的な事務処理が行えるよう適切な報告様式の見直しを検討している。</p>
<p>No.7 借主な分納月額による完納計画の長期化への対応について (意見事項) 現在の未収債権に係る事業のうち、納付月額が僅少であることから未償還元金等を完済するまでに、50年以上という長期間を要する事業が3件も存在する。回収の長期化に伴う回収コスト(借納者懇談会の開催や交渉記録の整備等の事務コスト)の積重ねの弊害も懸念されることから、業務委託を活用した定期的な財産調査の実施だけではなく、法的手段による強制的な財産調査の実施を検討し、真実の財産保有状況を確認すること</p>	<p>債務者の財産保有状況について、過去の交渉や納付等の経過など個々の状況に応じて、適切な方法で把握を行い、経済状態に合った適切な回収月額の設定により継続して未収債権の回収に努める。なお、法的手段による強制的な財産調査については、本貸付金が私債権であり、公債権のような調査権がないため慎重に検討していく。</p>
<p>指摘事項及び意見事項 (要旨)</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>により、回収月額の適正な見直しを実施するなど、継続して未収債権の回収に努めるよう要望する。</p>	<p>分割納付の誓約が地方自治法施行令第171条の6に基づく履行延期の特約としてその効力が生じるよう山梨県債権回収及び処理でマニュアルに従い事務手続きを進める。</p>
<p>No.8 履行延期の特約に基づかない分割納付について (指摘事項) 現在の未納債務者が行っている分割納付は、事実上の分納申請に基づくものであり、正式な履行延期の特約に基づく遅延損害金の計算の停止や期限の利益の付与等、債務者保護に資するものではない。したがって、債務者にとって不利な現状を改善する方策について検討されたい。</p>	<p>条例で規定する「償還の猶予」や「償還の免除」を実際に運用するために必要な規程の整備を検討する。</p>
<p>No.9 延滞債権(元金、利子及び延滞利子(遅延損害金))に関して、償還の猶予や償還の免除が検討され実施されて来なかったことについて (意見事項) 当該整備資金貸付条例に規定する「償還の猶予」(条例第10条)や「償還の免除」(条例第11条)を適用するための要件を当該条例に係る規則等で明確に規定し、当該未収債権の実態に照らして「償還の猶予」や「償還の免除」が適用されるべき事実を精査するよう要望する。</p>	<p>債務者の財産保有状況や連帯保証人の状況など、必要な現状把握を再度行ったうえで、過去の経緯を踏まえながら債権の放棄など、法的な根拠に基づく債権処理を検討する。</p>
<p>No.10 分割納付計画が履行されていない案件について、法的措置が実施されず、事実上債権回収の事務が滞っていることについて (指摘事項) 現在の債務者のうち2人については分割納付計画が履行されない状態で、債権回収等の事務が滞っている。返済のための財産が存在しないことを確認し、各債務者や連帯保証人の状況に基づいて、徴収停止の措置等を行うか、または債権放棄のための手続きを検討されたい。</p>	<p>時効管理や訴訟対策等における交渉記録の重要性を十分理解したうえで、その観点から交渉状況を延滞債権管理簿に適切に記録するよう徹底する。また、他の記録から過去の状況が把握できたものについては、一部記録の補完を行った。</p>
<p>No.11 延滞債務者及び連帯保証人に係る「延滞債権管理簿」に類する管理簿の整備が不十分であることについて (指摘事項) 未償還債権に係る延滞債権管理簿を閲覧すると、債務者との交渉記録が概ね平成29年度で記録が終了している。交渉記録は時効の適正な管理や訴訟対策等に有効な資料であるため、原則として交渉記録を残すことを徹底されたい。</p>	<p>当該未収債権の発生元である当該整備資金貸</p>
<p>No.12 当該貸付制度の実態に対応した見直しについて (意見事項)</p>	<p>高齢者及び重度心身障害者に対する貸付</p>

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>付制度は、根拠条例によって現在も新規貸付があれば対応する体制となっているが、平成17年度の新規貸付を最後に実施されていないため、類似の住居整備資金の貸付制度等を調査し、当該貸付制度の制度的な必要性や存在意義が薄れているのであれば、当該貸付制度の廃止を含めて見直しを実施するよう要望する。</p>	<p>制度となっておりことから、重度心身障害者に対する制度の存続意義や要望等も踏まえたうえで、条例の廃止も含めて制度の見直しを検討している。</p>
<p>3.1.4. 福祉保健部 障害福祉課 No13. 回収事務の実効性を確保等するための「債務承認及び分割納付誓約書」の作成について（指摘事項）</p>	<p>分割納付をする場合においては、山梨県債権回収及び処理マニユアルに基づき、対象者の財産の状況を出来る限り把握するとともに、「債務承認及び分割納付誓約書」を作成することとした。</p>
<p>No14. 法的措置の検討について（意見事項） 悪質な債務者については、福祉的観点から慎重である必要性はなく、法的措置を執るなどの手段を検討することを要望する。 また、未収債権額が高額の債務者に対しても、返済の協力態度等を鑑み、法的措置を執るなどの手段を検討することを要望する。</p>	<p>悪質な債務者と判断した場合や未収債権額が高額で返済協力態度が悪い者がいた場合は、法的措置を執るなどの手段を検討していく。</p>
<p>No15. 弁済の充当順序についての基準の策定について（意見事項） 重度心身障害者居室等整備資金貸付金に関し、弁済の充当が、元金、利息のいずれに充当するかルールが定まっておらず、債務者間の公平の見地から問題であるため、充当順序の基準を策定することを要望する。</p>	<p>今後、債務者に対して弁済の依頼を行う際は、原則利息からの充当を行うこととするなどの基準を策定した。</p>
<p>No16. 連帯保証人への通知に係る一定の基準の策定検討について（意見事項） 連帯保証人の不測の損害を防止すること、連帯保証人からの債権回収による事務管理の低減をはかるため等から、連帯保証人への通知、債権回収に関する一定の基準の策定を検討することを要望する。</p>	<p>連帯保証人の不測の損害防止等のため、「債権が1年以上なされない場合」は、連帯保証人への通知を行う」などの基準策定を検討する。</p>

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>No17. 電話、現地訪問による回収手段の実施について（意見事項） 滞納者への催告は、現状では文書による催告だけで行われているが、それだけでは回収努力としては不十分である。そこで、電話による催告、現地訪問によって事情聴取、状況把握をするなどし、債務者から返済を促すことを要望する。</p>	<p>今後、債務者に対して、措置児童の安全を最優先としたうえで、電話等による催促により、債権回収に取り組むこととした。</p>
<p>No18. 債務承認書の提出による適切な時効管理など適切な回収事務処理について（指摘事項） 児童措置費負担金について、債務者から債務承認書の提出はさせておらず、催告書とともに送付した納付書によって納付を求められているが、納付書は滞納した月ごとのものであり、債務者が必ずしも古い債務から納付するわけではない。そうすると、一部の滞納月の債務だけが時効完成してしまいう危険があるため、全体の滞納について債務承認をとるなど、時効の更新することを要望する。</p>	<p>今後、債務者に対して、措置児童の安全を最優先としたうえで、山梨県債権回収及び処理マニユアルに基づく「債務承認及び分割納付誓約書」の提出を求めていくこととした。</p>
<p>No19. 徴収停止処分等の徴収緩和措置の検討について（意見事項） 回収事務の実効性及び効率性を確保するために、徴収停止、履行延期、債務免除の要件に該当し、当該処理を行わない場合より回収事務が困難になると予想されることから、当該処理の検討を行い回収事務コストの低減を図ることを要望する。</p>	<p>回収事務コストの低減のため、債務免除等の処理を検討する。</p>
<p>3.1.5. 福祉保健部 おけほの医療福祉センター No20. 財産調査及び分納計画書の作成について（意見事項） ① 分割納付を行っている延滞債権について、福祉的観点を考慮しつつも、回収事務の実効性及び効率性を確保するため、出来る限り、山梨県債権回収及び処理マニユアルに従った財産調査及び分納計画書を作成するよう要望する。</p>	<p>督促後の交渉が停滞し、現在センターの利用がない者について、措置児童の福祉に配慮しつつ、山梨県債権回収及び処理マニユアルに従った財産調査等を行うこととした。</p>
<p>No21. 財産調査及び分納計画書の作成について（意見事項） 措置費負担金に係る未収債権と同様、回収事務の実効性及び効率性を確保するため、出来る限り、山梨県債権回収及び処理マニユアルに従った財産調査及び分納計画書を作成するよう要望する。</p>	<p>督促後の交渉が停滞し、現在センターの利用がない者について、山梨県債権回収及び処理マニユアルに従った財産調査等を行うこととした。</p>
<p>No22. 債権放棄や徴収停止等の徴収緩和措置実</p>	

指摘事項及び意見事項(要旨)	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>施の検討について(意見事項) 滞納者が自己破産している未収債権や、既に時効期間が経過した債権については、債権放棄の要件の該当性を検討することを要請する。また、その他の未収債権についても、回収事務の実効性及び効率性を確保するために、徴収停止、履行延期、債務免除・放棄の要件に該当し、当該処理を行わない場合より回収事務が困難になると予想される場合には、当該処理の検討を行い回収事務コストの低減を図ることを要請する。</p>	<p>自己破産している債権については、消滅時効期間経過後に債権放棄の検討を行うこととした。今後、適時に債権放棄等の要件の該当性を確認するとともに、当該処理を実施し、管理コストの低減に向け取り組む。</p>
<p>3.1.6. 子育て支援局 子ども福祉課 No.23 財産の調査把握について(意見事項) 分割納付をする場合において、その回収実現性を高めるための施策として、山梨県債権回収及び処理やニューアルに従い、対象者の財産の状況を把握できるように努力すべきことを要請する。</p>	<p>分割納付を行う際は、山梨県債権回収及び処理やニューアルに従って、対象者の財産調査の実施を徹底していくこととした。</p>
<p>No.24 「債務承認及び分割納付誓約書」の作成について(意見事項) 分割納付を行う際には、回収事務の実効性を確保する観点から、山梨県債権回収及び処理やニューアルに従った「債務承認及び分割納付誓約書」を作成されたい。</p>	<p>分割納付を行う際は、山梨県債権回収及び処理やニューアルに従って、「債務承認及び分割納付誓約書」の作成を徹底していくこととした。</p>
<p>No.25 未収債権額の残高確認について(意見事項) 本件未収債権額について、過失等による金額の間違いを防止するため、決算期等において、滞納債権額と返済額を照合し、未収債権額を確認することを要請する。</p>	<p>定期的に滞納債権額と返済額を照合し、誤差が生じた場合は当該期中で修正することとした。</p>
<p>No.26 財産調査の徹底及び債務承認及び分割納付誓約書の作成について(指摘事項) 児童扶養手当返納金の分割納付について、口頭での財産調査のみの場合もあるほか、分割納付にあたって一部の事例で期限の利益喪失約款が付与されていない、回収事務の実効性を確保するためにも、山梨県債権回収及び処理やニューアルに従って、分割納付を行う際には債務承認及び分割納付誓約書を徴すこととされたい。</p>	<p>分割納付を行う際は、山梨県債権回収及び処理やニューアルに従って、対象者の財産調査を実施するとともに、「債務承認及び分割納付誓約書」を徴することとした。</p>
<p>No.27 連帯保証人への通知に係る一定の基準の策定検討について(意見事項) 連帯保証人の不測の損害を防止すること、連帯保証人からの債権回収による事務管理の低減を</p>	<p>今後、滞納している借受人へ催告を行う際には、原則として、連帯保証人へも同時に</p>
<p>指摘事項及び意見事項(要旨) はかかるため等から、連帯保証人への通知、債権回収に関する一定の基準を作ることを要請する。</p>	<p>通知を行うこととした。</p>
<p>3.1.7. 子育て支援局 甲陽学園 No.28 児童相談所と情報共有等による財産状況の把握について(意見事項) 分割納付において、その回収実現性を高めるための施策として、山梨県債権回収及び処理やニューアルに従い、児童相談所と情報共有するなどして、対象者の財産の状況を把握できるように努力すべきことを要請する。</p>	<p>分割納付を行う際は、児童相談所又は居住市町村等に照会のうえ、山梨県債権回収及び処理やニューアルに従って、対象者の財産調査の実施を徹底していくこととした。</p>
<p>No.29 時効管理のための債務承認取得時期の基準設定について(意見事項) 債務承認の時期について、個々の職員の判断に任されているが、過失による時効期間の経過を防止するため、債務承認を取る時期の基準を設定することを要請する。</p>	<p>債務承認の時期について、最終支払日から1年、または、1度も納付がない場合には納期限から1年を基準として設定した。</p>
<p>3.1.8. 県土整備部 治水課/林政部 森林整備課 No.30 適時な納付命令の実施について(意見事項) 工事が完了し賦課すべき金額が確定した後、適時に調定して納付命令を行うことが、債権の回収可能性低下の回避につながる。また恣意的な先延ばしは権利の濫用のおそれも生じるため、避けるべきである。</p>	<p>今後は、山梨県債権回収及び処理やニューアルや関係法令に則り、適時適切に債権管理を行っていくこととした。</p>
<p>No.31 強制徴収公債権への迅速な財産調査・滞納処分について(指摘事項) 河川法第67条による強制徴収公債権について、効果的な滞納処分に至っていない、強制徴収可能な公債権に対しては、実効性のある財産調査を行い、滞納処分を迅速かつ効果的に実施すべきである。</p>	<p>今後は、山梨県債権回収及び処理やニューアルや関係法令に則り、適時適切に債権管理を行っていくこととした。</p>
<p>No.32 債権放棄等及び不納欠損処理の実施について(意見事項) 債権管理審査部会で可決されたとおり、早急に債権放棄等の手続きをして不納欠損処理をするよう要請する。</p>	<p>令和5年9月議会において、私債権について権利放棄が議決され、公債権を含めた債権の不納欠損処理を終えた。</p>
<p>No.33 徴収不能引当金の計上について(意見事項) 本件債権に関する評価・引当額である徴収不</p>	<p>令和3年度決算において、債権金額全額</p>

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>能引当金は、年度決算において債権金額全額を対象として計上するよう要望する。</p>	<p>を徴収不能引当金として計上した。</p>
<p>No34 県の損失に係る開示について（意見事項） 本件債権の不納欠損処理にあたっては、不納欠損時点での概算の延滞金や遅延損害金の金額などを含めた県の損失についての開示に努めることが望まれる。</p>	<p>不納欠損処分の対象である債権に係る延滞金及び遅延損害金の公表については、必要性を研究していく。</p>
<p>3.1.10. 林政部 県有林課/中北林務環境事務所 No35 契約締結時の連帯保証人について（意見事項） 既存の借地権者についても、今後の契約継続の過程で連帯保証人を付す事を随時促していくことが望まれる。</p>	<p>既存借地権者に対しては、順次、連帯保証契約の締結を求めていくこととした。</p>
<p>No36 交渉記録等など延滞債権管理簿の情報アップデートについて（指摘事項） 「清里の森」の土地貸付料等未収金については、延滞債権管理簿の情報に最新の情報がアップデートするとともに、交渉記録をより詳細に記録することが望まれる。</p>	<p>滞納者との交渉記録については、接触できなかつた記録も含め詳細に記録することとした。</p>
<p>No37 本人の所在等の随時確認について（意見事項） 債務者本人と接触できていないような高齢の債務者については、本人の所在や生存は戸籍の附票等を定期的に入手し随時確認することが望まれる。</p>	<p>高齢の滞納者については、所在・生存確認のため住民票等の調査を定期的に行うこととした。</p>
<p>No38 債務名義を取得している債権についての債権回収手続きについて（指摘事項） 訴訟手続等の結果、債務名義を取得している長期滞留債権については、調査や強制執行を行い有効性のある債権回収手続きを実施するべきである。</p>	<p>長期滞留債権については、山梨県債権回収及び処理マニュアルや関係法令に則り、財産調査・強制執行等を早期に実施することとした。</p>
<p>No39 借地権の流動化促進について（意見事項） 長期滞納の可能性が高い債務者に対しては、賃貸借契約解除と建物収去を先送りして滞留債権を拡大せず、可能な限り契約解除して新たな借地人を募集する、あるいは権利の売却を促す等、借地権の流動化を促進することが望まれる。</p>	<p>長期滞納者には、権利譲渡（権利の売却）による債権解消を促すとともに、状況によっては賃貸借契約の解除、建物収去を実施することとした。</p>

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>No40 徴収停止又は権利放棄に基づく不納欠損処理の検討について（意見事項） 連帯保証人のいない破産手続停止の決定が確定した債務者については、地方自治法施行令第171条の5の規定に基づき、徴収停止の実施検討をおこない、権利放棄の判断基準に照らし、可能なものは議会の議決を経て権利放棄に基づく不納欠損処理を検討すること。</p>	<p>徴収停止を実施した。今後は、権利放棄の判断基準に照らし、議会の議決を経て権利放棄に基づく不納欠損処理を検討していくこととした。</p>
<p>3.1.11. 県土整備部 県土整備総務課 No41 報告書フォーマットの整備について（意見事項） 調停条項（和解内容）に、違約金の代替として地域貢献の観点から講じられた措置が確約されているが、この実効性の担保のために、県が後日検証可能な内容として標準的な報告形式を整えるよう要望する。</p>	<p>令和4年度の措置状況の報告においては、県で示した参考様式を全社が使用しており、実質的には標準的な報告様式となっている。また、検証資料として、領収書等の証拠の提出を求めることについても検討している。</p>
<p>No42 報告内容のデタスクローズについて（意見事項） 調停条項（和解内容）に、違約金の代替として地域貢献の観点から講じられた措置が確約されているが、この実効性の担保のために、当該報告内容を県民に広くデタスクローズすることを要望する。</p>	<p>令和4年度の報告書については、県のホームページにおいて公表した。 令和5年度以降の報告書についても、県のホームページにおいて公表していく予定である。</p>
<p>No43 徴収停止処分の検討について（意見事項） 民事調停をしていない事案の中に、自治法施行令及び債権回収マニュアルの定めに基づき、徴収停止処分を検討すべき事案があり、停止処分の検討を要望する。</p>	<p>令和4年度に徴収停止とした。</p>
<p>No44 事業者の決算書等財政状態の適時把握について（意見事項） 分割納付においてその回収実現性を高めるための施策として、当該事業者の財産の状況（土地・建物）、会社の決算書等財政状況が適時に把握できるように努力すべきことを要望する。</p>	<p>各社の財政状況を確認できる資料から、適時に把握できるよう努めていく。</p>
<p>No45 発生経緯の詳細な調査分析及び入札制度の改善/不正防止施策について（意見事項） 今回の公正入札違約金の発生した事案について、発生した経緯を、会社別・入札案件別に詳細に実施した当時の調査分析に関する書類が確認できなかった。事案の分析を行うことにより、入札制度等の改善すべき点を把握し、より適正な入</p>	<p>今後、同様の事案が生じた際には、調査分析を行ったうえで再発防止策を講じることとする。また、法令遵守に係る取り組みについては、他都道府県等の状況も参考にしながら</p>

指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)	指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>札制度となるよう改善を図ることが、場合によっては再発防止に資すると考える。</p> <p>このため、当該事案も含め、今後同様の事案が生じた際には、調査分析を行い、再発防止の施策の策定に生かされるよう要望する。また、長期的な業者に対する県主導による積極的な倫理教育がなされるよう要望する。</p>	<p>手法を検討していく。</p>	<p>No51 行政代執行に係る回収マニュアルや事例集の作成について (意見事項)</p> <p>県税事務所との連携や他行政機関の情報参照により、行政代執行に係る回収マニュアルや事例集作りをしていくことが今後の債権回収業務において有用と考える。</p>	<p>全庁的な回収マニュアルや事例集が作成される場合に役立つよう、当該の行政代執行事例についてとりまどめを行う。</p>
<p>3.1.12. 環境・エネルギー部 環境整備課</p> <p>No46 納付義務者を特定するプロセスの明確化について (意見事項)</p> <p>行政代執行費用に関する債務者 (納付義務者) を特定するプロセスを、法的根拠とともに管理資料上で明確化することが望まれる。</p>	<p>今後は、債務者 (納付義務者) を特定するプロセスを、法的根拠とともに管理資料上で明確化していく。</p>	<p>3.1.13. 産業労働部 産業振興課</p> <p>No52 実質的に回収が不可能となっている債権の債権放棄について (意見事項)</p> <p>免責決定を受けている等、実質的に回収が不可能となっている債権について、山梨県債権回収及び処理マニュアルに従って債権放棄を行うことができない状況となっている。効率的な債権管理および適正な財政の表示の観点から実質的に回収が不可能となっている債権については債権放棄ができるよう検討することを要望する。</p>	<p>実質的に回収が不可能となっている債権については、税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準の検討状況に応じて対応していくこととした。</p>
<p>No47 弁護士の利用による通話記録調査の検討について (意見事項)</p> <p>強制徴収可能な債権については、判明している電話番号をもとに弁護士の利用による通話記録調査の検討を要望する。これにより本人の所在特定をすることができ、直接交渉や有効な滞納処分につながるものと考ええる。</p>	<p>国税徴収法を根拠に電話番号をもとに調査を行ったケースでは、名義相違により有効な情報が得られなかった。</p> <p>弁護士の利用による通話記録調査については、有効であると認められる事例においては利用する。</p>	<p>No53 連帯保証人への適時な催告等の実施について (意見事項)</p> <p>中小企業設備近代化資金償還金に係る、昭和53年に当初貸付を行った長期滞留している延滞債権について、令和2年に主債務者が死亡するまで連帯保証人への接触を行っていない。回収可能性を高めるためにも山梨県債権回収及び処理マニュアルに従って連帯保証人への催告等の選択技を適時に検討し、それを行うよう要望する。</p>	<p>連帯保証人と交渉を進めており、現在1名から返済を受けている状況である。それ以外の連帯保証人とも返済に向けた交渉を行っており、山梨県債権回収及び処理マニュアルに則り、適宜適切な債権管理を行っていくこととした。</p>
<p>No48 国税徴収法に基づく官公署への継続的な協力要請及び県税事務所との情報共有について (意見事項)</p> <p>行政代執行に要した費用については、債務者の財産調査に関して国税徴収法に基づき税務署をはじめとした官公署への協力を引き続き要請するとともに、場合によっては県税事務所との情報共有を試みることを望まれる。</p>	<p>官公署に対して協力を引き続き要請するとともに、県税事務所との情報共有に努める。</p>	<p>3.1.14. 産業労働部 労働人材育成課</p> <p>No54 債務者への直接接洽や信用調査会社の利用等による状況把握について (意見事項)</p> <p>コロナ禍以降、相手方会社の所在地に直接訪問していないことであつたため、相手方会社の事業状況が明らかでなく、回収のための資料が不足していた。</p> <p>そこで、直接訪問して相手方会社代表者に接洽を図ることで、現在の状況の聴き取りを行い、会社や、信用調査会社による企業調査等を行い、会社の事業状況を確認し、その状況に応じて、債権回収又は徴収停止等の適切な措置を執ることを要望する。</p>	<p>令和4年12月2日に会社所在地を訪問し、現在の会社代表者と面会して事業状況等について聞き取りを行った。また、民間の信用調査会社による企業情報で経営状況の確認を行った。今後は、引き続き、債務者の状況確認をするるとともに、聞き取り結果等を踏まえて債権の回収方法について検討し、債権回収に努める。</p>
<p>No49 滞滞ない延滞金の測定及び納入請求の実施について (指摘事項)</p> <p>行政代執行費用の延滞金については債権の完納から延滞金の測定まで1年半程度要している。延滞金は滞納額が完済された後に滞滞なく測定し納入請求を実施すべきである。</p>	<p>納期限が二段階に分かれた不真正連帯債務である等の理由により、延滞金の算出方法が複雑化したため測定まで時間を要した。今後は、延滞金について、滞納額が完納となった後に滞滞なく測定を行い、納入請求を実施する。</p>	<p>3.1.15. 産業労働部 成長産業推進課</p> <p>No55 書面による債務承認及び分割納付誓約書の入手について (指摘事項)</p> <p>山梨県創造技術研究開発補助金返還金について</p>	<p>債務承認書及び分割納付誓約書の提出を</p>
<p>No50 定期的な分割納付額の見直しについて (意見事項)</p> <p>延滞金の分割納付は例外的な処理であるため、回収方法については再度方針を検討し、一括納付を原則とし、定期的な状況を調査して分割納付額を改訂するなどの対応が望まれる。</p>	<p>現在分割納付を行っている者に対して一括納付を原則とするとともに、分割納付を行う者に対して状況調査を行い、調査結果に基づき分割納付額の見直しを行っている。</p>		

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>約では、分割による返還額と返還期限を口頭により約束しているのみであり、果が正式に承認し、分割納付計画書の提出は受けていない。そのため、毎年入手している決算書や、面談による情報聴取等から債務承認及び分割納付誓約書等を作成し、書面により分割による返還額と返還期限の明確化、債務承認による適切な時効管理を徹底するよう要望する。</p>	<p>求めたところ、債務承認書については了承し、果に提出があった。ただし、分割納付誓約書については、今後コロナ融資の返済が始まり、資金繰りが厳しいことから、これまでどおり年10～15万円の返済を当面続けたいとのことであり、継続協議となった。債務者に返還の意思はあるため、一括納付は困難な状況ではあるが、早期返還に向けて交渉を続けていく。</p>
<p>3.1.16. 産業労働部 産業技術短期大校 No.56 分割納付額の裏付けとなる証拠資料の提供依頼について（意見事項） 分割納付金額を月額1万円として「債務承認及び分割納付誓約書」を取り交わしているが、果の債権回収及び処理やマニュアルに従い、その裏付けとなる証拠資料の提示を要求し、適切な分割納付額の設定を行い、早期の債権回収を図るよう要望する。</p>	<p>債務者と接触し、分割納付額の裏付けとなる証拠資料を取得した。その結果、根拠資料に基づき月額1万円の分割納付額が適正であることを確認した。</p>
<p>No.57 例外的対応に係る判断過程の明確化について（意見事項） 分割納付計画を作成するに当たり、原則的には山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づいた納入計画を作成することとし、例外的な対応（分割期間が長期の場合など）をせざるを得ない場合には、慎重に判断したその過程を書面等に記録するなど対応を要望する。</p>	<p>債務者と接触し、分割期間の裏付けとなる根拠資料を取得した。その結果、根拠資料に基づき分割期間を検討し、その過程を速やかに書面等に記録した。</p>
<p>No.58 延滞金の減免検討について（意見事項） 山梨県分担金その他の歳入金の延滞金徴収条例（以下、「延滞金徴収条例」という）第2条第2項に基づき、延滞金の減免を検討する場合には、履行期限とおり納入した者との公平性の点からも、その運用は慎重に検討すべきであり、債務者の實力を考慮するならば、適用条件が示され、延滞金減免とはほぼ同様の効果が得られる履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6）制度の適用を検討されたい。</p>	<p>延滞金の減免に関する運用基準について関係部署との協議も踏まえて検討し、今年中を目的に運用基準を設定する。</p>
<p>3.1.17. 農政部 農業技術課 No.59 債務承認及び分割納付誓約書の作成徹底について（指摘事項） 農業改良資金に関する延滞債権のうち、現状一部が分割納付となっているが、そのうち債務承認及び分割納付誓約書の書面を作成しているケースが3割程度しか存在していない。回収事務の実効性を確保するためにも、山梨県債権回収及び処</p>	<p>分割納付を認める際は、原則として債務者から債務承認及び分割納付誓約書を作成することとした。</p>

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>理やマニュアルに従って分割納付を行う際には債務承認及び分割納付誓約書を徴すこととされた。</p>	
<p>No.60 外部委託等も含めた適切な回収事務の立案について（指摘事項） 分割納付を行っている延滞債権について、山梨県債権回収及び処理マニュアルに従った分割納付の期間を設けていないため、回収期間が長期化し事務コストが増加しているとともに、長期化による債務者の死亡等により回収が困難になる事案が増加していると考えられる。債務者の事情を勘案しながら、外部委託等も含め会計課とも協議し適切な回収事務を立案することとされた。</p>	<p>令和4年度から、相続人の特定を行うため、債権管理業務の一部について外部委託を実施している。また、令和5年度から、一部の事案の債権回収について外部委託の検討を行うこととした。分割納付の期間については、個々の事案の状況を踏まえ、会計課と協議し定めることとした。</p>
<p>No.61 徴収停止等、徴収緩和措置の検討について（意見事項） 回収事務の実効性及び効率性を確保するために、徴収停止、支払猶予、債務免除の適用要件に該当する可能性がある場合は、当該処理の検討を行い回収事務コストの低減を図ることを要望する。</p>	<p>現時点では、徴収停止、支払猶予及び債務免除の適用要件に該当する事案はないが、今後状況が変わったことにより適用要件に該当する可能性があるケースは、当該処理の検討を行うこととした。</p>
<p>3.1.18. 県土整備部 都市計画課 No.62 県有資産の付保状況確認について（意見事項） 県有の資産について、付保の状況を確認し、県有建物等火災共済委託基準に則り必要と思われる建物等に損害保険等適切に加入し、保全されているか検証されるよう、また、費用対効果を検査して柔軟に適用する場合には、その判断の内容が明らかになるよう取りまとめられることを要望する。</p>	<p>現在は当該トイレルについて、火災共済に加入している。県有資産の付保状況の確認、保全の検証等については、全庁的な事項であることから、資産活用課が調査に取り組みこととした。</p>
<p>3.1.19. 県土整備部 建築住宅課 住宅対策室 No.63 過年度分の契約書の所在確認について（意見事項） 過年度分（特に平成3年以前発生分）の収入未済額の一部について、契約書の所在が把握できていないものがあり、早急に所在確認を行うよう要望する。なお、場合によっては、債務者と債務弁済事項についての合意書の締結や権利放棄に基づき不納欠損処理の実施を検討すべきである。</p>	<p>過年度分の所在が確認できていない契約書については、引き続き捜索を行う。また、滞納者本人又は相続人に連絡を取り、督促を進めるとともに、債務弁済事項についての合意書の締結、もしくは、権利放棄に基づく不納欠損処理の実施を検討する。</p>
<p>No.64 督促等の促進による滞留債権解消について</p>	

指摘事項及び意見事項(要旨)	講じた措置(又は今後の方針等)	指摘事項及び意見事項(要旨)	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>①(意見事項) 収入未済額が、令和3年度において合計329,430,855円と極めて多額になっていることから、上記の債務者の特定が困難な者は除き、できるだけ滞納使用料の督促等をすすめ、未済額の減少に努めるよう要望する。</p>	<p>山梨県営住宅使用料等滞納整理事務処理要領に基づいた運用を徹底し、未済額の減少に努める。</p>	<p>交渉経緯等の具体的な記録が延滞債権管理簿に記載されていないが、交渉の記録により経緯を把握している。しかしながら、効果的及び効率的な債権管理の観点から山梨県債権回収及び処理マニュアルに従って延滞債権管理簿への適切な記録をされたい。</p>	<p>今後は山梨県債権回収及び処理マニュアルに則り、延滞債権管理簿へ適切に記録していくこととした。</p>
<p>No.65 督促等の促進による滞留債権解消について②(意見事項) 県営住宅使用料滞納分の収納の取り組みと合わせて、未収債権の解消に努めるよう要望する。</p>	<p>山梨県営住宅使用料等滞納整理事務処理要領に基づいた運用を徹底し、未済額の減少に努める。</p>	<p>No.71 少額債権についての効率的な回収事務検討について(意見事項) 甲府駅前口駅前広場使用料(一般自動車待機場)について、当該債権は金額が僅少であり、これまで直接要した費用等と回収可能性を勘案し、効率的な回収事務を検討することを要望する。</p>	<p>債務者が転居を繰り返す等、連絡を行うこと自体が難しい状況ではあるが、住所は特定できているため、郵送による催告を続け、状況に応じて、徴収停止等の措置も今後検討していく。</p>
<p>No.66 相続人、連帯保証人等への督促等促進について(意見事項) 滞納者2名のうち、1名が死亡、もう1名が自己破産をしていることから、相続人、連帯保証人などへの督促を進め、回収が不可能な事情があれば(時効援用など)不納欠損処理を進めるよう要望する。</p>	<p>相続人、連帯保証人等へ督促を進め、時効援用など回収が不可能な事情があれば不納欠損処理を進める。</p>	<p>3.1.21. 県土整備部 峡南建設事務所 本所 No.72 現地調査の実施検討について(意見事項) 債権管理上、山梨県債権回収及び処理マニュアルでは、督促、催告、交渉、調査(所在調査、現地調査、財産調査など)等の、相当程度の徴収手続の実施が必要となる。B社及びB社代表取締役に対しては、机上調査のみではなく現地調査の実施を検討するなど、出来る限りの徴収手続を実施し、それでも回収が難しいのであれば債権放棄を行うことを要望する。</p>	<p>令和5年度に臨戸訪問予定である。訪問の結果、債務者の支払い能力がない場合など、回収に更なる時間や費用を要する場合には、債権額が少額であることを鑑み、山梨県債権回収及び処理マニュアルに沿って債権放棄についても検討を行うこととする。</p>
<p>No.67 相続人の所在確認、督促の実施について(意見事項) 滞納者のうち、本人が死亡している者については、相続人への督促を進めることを要望する。また、それ以外の者については、住所の把握を進めるなどして、督促を進め滞納額の解消に努めることを要望する。</p>	<p>連帯保証人・相続人に引き続き督促を継続し、滞納額の減少に努める。また、時効援用など回収が不可能な事情があれば不納欠損処理を進める。</p>	<p>No.73 分割納付額の裏付けとなる客観的な証拠資料の確認について(意見事項) 債務承認及び分割納付誓約書は取り交わしているものの、分割納付額については、B氏との面談により、B氏の提示する金額となっている。山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、分割納付を認める判断材料として、例えば、源泉徴収票、給与明細書、課税証明書、借入金資料、御子息の医療費の状況がわかるような資料等の提供を受け、分割額の裏付けとなる客観的な証拠資料を確認のうえ、適切な分割納付額の再考を要望する。</p>	<p>支払い能力の有無を確認するため財産調査及び課税調査を行ったが、その後B氏が死亡し地位承継がなされたため、今後は承継人に対し債務返済の交渉を行うこととする。</p>
<p>No.68 債務者本人や連帯保証人に対する督促促進について(意見事項) 未収金の回収に向けて、債務者本人や連帯保証人に対する督促を進めるよう要望する。</p>	<p>督促を進めたところ、令和4年度中に1名が完済となった。引き続き、債務者本人や連帯保証人に対する督促を進める。</p>	<p>3.1.22. 県土整備部 峡南建設事務所 身証支所 No.74 債権の発生経緯や交渉等の経緯の記録について(意見事項) 担当者の引継ぎや、債務者との交渉のためにも、山梨県債権回収及び処理マニュアル等に基づき、債権発生時の経緯や、先方とのやり取り等交渉の経緯を含めた記録は適切に残すよう徹底すべきである。</p>	<p>担当者の引継ぎや、先方とのやり取り等交渉の経緯を含めた記録は適切に残すよう努める。</p>
<p>3.1.20. 県土整備部 中北建設事務所 本所 No.69 債権の発生時期と調定時期の乖離について(指摘事項) 用地買収返還金について、平成6年及び平成7年に返還請求権が発生しているが、調定を行ったのが平成16年2月と債権発生から長期間経過した後となっている。債務者が弁済する妨げにならないよう債権発生後適時に調定を行うこととされたい。</p>	<p>今後、債権が発生した場合は、適時に調定を行うこととした。</p>	<p>No.70 延滞債権管理簿への適切な記録について(指摘事項)</p>	

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>No.75 少額債権の徴収停止検討について（意見事項）</p> <p>A社は事実上倒産状態であり、かつ、未収債権残高も29,342円と少額であることから、山梨県債権回収及び処理マニユアルに基づき、徴収停止の検討を行うことを要望する。</p>	<p>今後、山梨県債権回収及び処理マニユアルに則り、徴収停止等の措置を検討していく。</p>
<p>No.76 債務承認及び分割納付誓約書の作成について①（意見事項）</p> <p>債務者に債務額を再認識させ、かつ債務弁済を約束させるためにも、早急に山梨県債権回収及び処理マニユアルに基づき、県所定の様式である「債務承認及び分割納付誓約書」を作成することを要望する。また、元本の完納後に延滞金が発生することについて、A社に認識させておく必要がある。</p>	<p>令和5年1月27日に債務者宅を訪問した際、事前に担当者が作成した誓約書を持参し、署名押印のうえ提出するよう説明を行った。また、本誓約書には元本の完納後に延滞金が発生することを明記し、口頭でも説明を行った。その後、3月に再度債務者宅を訪問し、誓約書を受領した。</p>
<p>No.77 債務承認及び分割納付誓約書の作成について②（意見事項）</p> <p>山梨県債権回収及び処理マニユアルに基づき、分割納付を認めるにあたり、「債務承認及び分割納付誓約書」を作成することを要望する。</p>	<p>延滞金を含め完納となったため作成しない。</p>
<p>3.1.23. 教育庁 高校教育課</p> <p>No.78 徴収停止や不納欠損処理の検討について（意見事項）</p> <p>滞納者に対する返還督促や現地調査などを進める一方、費用対効果を考慮しつつ返済が見込まれない場合には徴収停止や不納欠損処理などを図るよう要望する。</p>	<p>返還督促や現地調査を継続するとともに、遠隔地の債権について回収に係る費用対効果を考慮する中で関係課と協議し、不納欠損処理に向けた検討を行うこととした。</p>
<p>No.79 借用証書の提出未了者について（指摘事項）</p> <p>山梨県地域改善対策高等学校等奨学金については、貸付型の奨学金でありながら借用証書が提出されていない者がおり、引き続き提出を求めよう要望する。</p>	<p>本奨学金は、給付型から貸付型に切り替わったことから、給付されたものとの誤認により、返済への理解が得られていない状況がある。このため、借用証書の提出に向けて体制を強化し、より丁寧な説明と交渉を行うこととした。</p>
<p>No.80 借用証書未提出分の一部債権が未調定のままとなっていることについて（意見事項）</p> <p>借用証書未提出分の一部債権について、未調定のままとなっていることに起因し財務会計システム外の債権が存在することになっており、健全な状況ではないことから、早急な解消をすべく</p>	<p>提出された借用証書に記載の返済計画に基づき調定を行い、財務会計システム外で管理している債権の解消に取り組んでいくこととした。</p>
<p>指摘事項及び意見事項（要旨）</p> <p>ある。</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等）</p>
<p>No.81 多額の滞留債権について（意見事項）</p> <p>奨学金の返還が進んでおらず、令和3年度の調定金額で、未収額が19,082,850円と多額であり、未収の解消に努めるよう要望する。</p>	<p>山梨県滞納債権処理方針と山梨県債権回収及び処理マニユアルに基づき、債権回収に努めるとともに、回収が可能なものについては、関係課と協議し、不納欠損処理に向けた検討を行うこととした。</p>
<p>No.82 督促活動の履歴記録等について（指摘事項）</p> <p>山梨県奨学金貸付金については、延滞債権管理簿が整備されていなかった。滞納者に対する返還督促などを進める一方、督促状の発送や滞納者の対応状況などの督促活動の履歴等を残すなど適正な管理を図るよう要望する。</p>	<p>山梨県債権回収及び処理マニユアルに基づき、債権回収に努めるとともに、督促状の発送履歴や滞納者との交渉状況、取納履歴などを作成し、記録として残すことを徹底していくこととした。</p>
<p>3.2 徴収不能引当金</p> <p>No.83 徴収不能引当金の計上について（意見事項）</p> <p>徴収不能引当金の計上基準として、統一的な基準による地方公会計マニユアルに定める直近5か年の徴収不能実績率に基づき算定・計上しているが、同マニユアルの但し書きにある「より適当であると認められる場合」として、金額的に重要な徴収不能見込額が見込まれる債権については、個別に評価・見積を行うことを検討するよう要望する。</p> <p>引当金額の適正化のためには、効果的・効果的な債権管理体制の整備及び職員への債権回収への意識向上が必要である。</p>	<p>令和4年度決算以降、残高が1億円を超える重要債権について、徴収不能見込額を個別に評価・算定することとする見込み。</p>

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番